

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録  
解除予定の保安林
- ◇ 教 委 告 示 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)  
教育委員会の招集
- ◇ 公 安 告 示 風俗営業等取締法による聴聞 (三件)
- ◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第九百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中 尾 吉 邦	鳥医第二、二二八号	昭和五十二年十一月十日

### 鳥取県告示第九百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡泊村大字宇谷字濱山八三一の二
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 鳥取県告示第九百三十七号

昭和五十二年九月十三日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(日吉津地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めた

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十八号

昭和五十二年十月十二日付けで福部村から申請のあつた土地改良（福部地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十九号

昭和五十二年十月六日付けで気高町から申請のあつた土地改良（日光地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十二年十一月二十六日 午前十時二十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 鳥取県産業教育審議会委員の任免について

(2) その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第四十六号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年十二月十五日午前十時三十分から

米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東京都中野区鷺宮一丁目一番七号 城 賢司

#### 鳥取県公安委員会告示第四十七号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年十二月十五日 午前十時三十分から

米子市糺町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目四六番地 林貴子こと権貴連

#### 鳥取県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年十二月十五日 午前十時三十分から  
米子市鞆町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

境港市外江町一六六番地 濱田律枝

公 告

昭和52年10月23日に実施した昭和52年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和52年11月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

A-1	松本 實男	3	内藤 憲明	5	住山貞一郎
7	山元 猛	9	内田 勉	11	小谷 伸弘
19	石田 誠	21	平木 正任	27	武田 富子
36	西垣 一夫	50	山下 恭史	60	上杉久美子
64	谷島 速雄	66	堀尾 富雄	67	荅荷 勲
68	谷口 克男	84	山根 一良	100	七里 義満
102	寺西 義秋				
B-2	馬野 博志	4	石湯 久志	7	岡本 章
12	笠田 和博	16	山本 辰夫	19	岩本 正人
22	菅原 健一	28	菅原香南子	34	平信 孝篤

37	澤田 利穂				
C-1	福島 安治				
7	荒木 勲				
18	竹信 裕子				
22	下町 仁史				
31	池淵 昇平				
40	小笠原人志				
57	大谷 雄二				
94	中曾 和好				
4	原 千万人				
10	宮本美代志				
19	安達 好子				
24	竹内 修				
33	芥藤 幸雄				
44	松原 忠春				
68	遠藤 邦男				
5	田中 達司				
11	大東 和廣				
21	未好 宗一				
26	川上 博幸				
35	大浜 英賀				
52	山崎 俊吾				
70	井上				

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】